主

原判決を取消す。

被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。

事 実

控訴代理人は、主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は、「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。」との判決を求めた。 当事者双方の事実上法律上の主張は、つぎに付加する外は、原判決事実摘示のと

当事者双方の事実上法律上の主張は、つぎに付加する外は、原判決事実摘示のと おりであるから、これを引用する。

(控訴人の主張)

被控訴人主張の控訴人と訴外A外三名間の松山地方裁判所大州支部昭和四一年(ワ)第一八号事件の確定判決の効力は、被控訴人には及ばないのである。すなわち、対世的効力を有する特定の判決であれば別論であるが、通常の相対的効力しかない債権者と主たる債務者間の確定判決によつて、主たる債務の存在が否定されたからといつて、右確定判決のあつたことを、弁済や相殺と同様に保証人に対する債務の消滅原因とすることは、既判力の相対性の原則を無視し、保証債務の付従性の理論を誤解したものである。被控訴人主張の控訴人と訴外A外三名間の確定判決は、控訴人と右A外三名間において控訴人主張の債権の存在しないことが確定されたに止まり、右債権が対世的、絶対的に不存在であることまでも確定したものである。

(被控訴人の主張)

主たる債務のないところに保証債務はないから、保証人に対する給付判決が確定した場合でも、その後に主たる債務者が債務を弁済すれば、債権者は保証人、保証人に対する給付判決が確定しても、その口頭弁論終結後に債権者と主たる債務するとはできないというべきである。これと同様に、保証人に対する給付判決が確定しても、その口頭弁論終結後に債権者と主たる債務すると解すべきである。右の場合、もし保証人がさきに受けないから、保証人が自然と解すべきである。右の場合、もし保証人がされば、保証人の確定判決は当時であるに対し求債権を行使することになるが、主たる債務のないことが主たる債務者に対し、不当利益によるはである。そうだとすれば、保証人は債権者に対し、不当利益によるである。そうだとすれば、保証人は債権者に対し、かかる手続を原因として、訴を以てその金の返還を求めることになるが、かかる手続を原因として、訴を以てその金の返還を求めることになって保証人に金の返還を求めるという無用な手続を重ねることになって不当である。

なお、控訴人は、主たる債務者に対する訴訟において、表見代理を主張すれば勝訴することができたと主張するが、表見代理が成立するためには一定の要件が必要であるばかりでなく、既に判決が確定している以上それに服するの外はなく、かかる主張は一種の仮定に過ぎず、死児の年令を教えるに等しいのである。

(証拠) (省略)

±

一 被控訴人主張の請求原因 1 ないし 4 の事実(原判決二枚目表三行目から同三枚目表八行目までに記載の事実)は、いずれも当事者間に争いがない。

二 被控訴人は、控訴人と訴外A外三名間になされた被控訴人主張の請求原因3に記載の確定判決により、右A外三名は、控訴人に対しその主たる債務を履行する必要がなくなつたから、被控訴人は、保証債務の付従性に基づき、請求異議の訴により、被控訴人主張の請求原因2に記載の被控訴人に対する本件確定判決の執行力の排除を求めることができると主張している。

〈要旨〉しかしながら、民事訴訟は、対立当事者間の紛争を相対的に解決することを目的とするものであつて、判〈/要旨〉決は、対立当事者間における紛争の解決のためになされるものであり、かつ、現実の訴訟においては、弁論主義がとられているので、判決の効力を第三者に及ぼすことは、その利益を不当に害する虞れのあるところなどから、確定判決の効力は、その請求についての対立当事者である原告・被告と、これと同視すべき地位にあるものに対してのみ及ぶのであつて、それ以外の第三者には及ばないのである(民訴法二〇一条参照)。

したがつて、債権者と主たる債務者間になされた確定判決の効力は、その対立当事者である債権者と主たる債務者に対してのみ及び、その保証人に対しては及ばないものと解すべきであつて、このことは、実体法上、保証債務が主たる債務に付従し、主たる債務が消滅すれば保証債務も消滅する関係にあるからといつて異るもの

もつとも、債権者の主たる債務者に対する請求訴訟において、主たる債務の存在が否定され、債務者勝訴の判決が確定した場合には、保証人が、その後右確、債務者に対する給付の確定判決がない場合に限るのであつて、既に保証人に対する給付の確定判決がない場合に限るのであって、既に保証人に対する給付の確定判決がある場合には、保証人は、その後になされた債権者ときないを解すべきである。けだし、右の如き場合に保証人がその後になされた債権者ととにより先の確定判決を援用して、これより先の確定判決によって、を担け、これともになって、極めて不合理なされた後に、これと抵触するおとになるがある。

もその前提を欠き失当である。 そうだとすれば、被控訴人に対する本件確定判決がなされた後に、控訴人と主たる債務者である訴外A外三名間において、主たる債務が存在しない旨の確定判決のなされたことが、被控訴人に対する本件確定判決の執行力の排除を求めるための異議事由になるとの被控訴人の主張は失当である。

三 つぎに、被控訴人は、控訴人が、被控訴人に対する前記本件確定判決がなされた後七年以上を経過し、主たる債務が判決の既判力により不存在と確定したことを知りながら、連帯保証人に過ぎない被控訴人に対する本件確定判決に基づいて強制執行をし、被控訴人所有の山林につき強制競売の申立をすることは権利の濫用であると主張するが、右被控訴人の主張する諸事情のみからは、被控訴人に対する本件確定判決に基づいて強制執行をすることが、権利の濫用であるとは認め難く、他に右強制執行をすることが権利の濫用であることを認め得る証拠はない。

四 してみれば、被控訴人に対する本件確定判決の執行力の排除を求める被控訴 人の本訴請求は失当であつて、これを認容した原判決は不当であるから民訴法三八 六条によりこれを取消して被控訴人の本訴請求を棄却し、訴訟費用につき同法九六 条八九条を適用して主文の通り判決する。 (裁判長裁判官 秋山正雄 裁判官 後藤勇 裁判官 磯部有宏)